

令和8年度 第4回杵築市農業委員会総会議事録

令和8年7月7日 火曜日 午後1時30分 杵築市農業委員会総会を 杵築十王教育文化会館 2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋雄蔵	2番	長友礼子	3番	藤原洋三
4番	小野弘文	5番	田坂圭司	6番	阿部正俊
7番	古宮輝美	8番	永野恵	9番	河野秀徳
10番	岩尾一也	11番	藤松美潮	12番	廣石良幸
13番	松田司	14番	木村房雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

9番 河野秀徳

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

河村全明	緒方幸茂	藤原力男	川野勝彦	杉本幸雄
片岡正子	藤崎公德	荒巻良直	三浦政己	川崎孝子
古宮政俊	加藤定一	甲斐義信	伊藤美生	宮本達夫
豊田健二	野田由紀	三浦真治		

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	安只邦盛	次長兼農地・管理係長	深田啓介
農地・管理係主査	梶原由紀子	農地・管理係主任	加藤翼

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 18 号	農地法第3の申請について
議案第 19 号	農地法第5条の申請について
議案第 20 号	非農地証明願いについて
議案第 21 号	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
議案第 22 号	農地法第18条第1項の規定による賃借権の解約について
報告第 5 号	農地法第3条許可処分の取消願いについて
報告第 6 号	農地法第18条第6項の規定による賃貸借権並びに 使用貸借権の解約受理について（合意解約）

議長	それでは、令和8年度第4回杵築市農業委員会総会を開会いたします。
	(13 : 35 開始)
議長	本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、7番 古宮輝美委員、8番 永野恵委員の両委員を指名いたします。続きまして、会議書記の指名であります、書記については事務局職員より深田次長並びに梶原主査を指名いたします。
議長	本日の議事案件は、議案第18号から議案第22号までの5議案71件と報告事項が提出されています。慎重審議をお願いします。
議長	まず、はじめに「議案第18号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
加藤主任	事務局の加藤です。よろしくお願いします。 議案書1ページをお開きください。 「議案第18号」 農地法第3条の申請について 農地法第3条第1項及び同法施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求める。 番号1番、申請人、譲渡人、[]区、[]、77歳。 譲受人、[]区、[]、48歳。 申請の土地、大字[]、地番[]、地目、台帳現況ともに田、地積946㎡、 合計1筆の946㎡。 譲受人の経営面積は、田畑合わせて63.7アール。 理由は、子への贈与、親からの受贈です。 以上です。
議長	1番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	先般、4人で現地を確認しました。場所は[]のお宮さんの信号から左に入ったところにあります。よろしくお願いします。
議長	1番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
[]委員	[]さんが言った場所に田んぼがあります。2ページをご覧くださいとわかります。申請地を息子の三男さんに譲りたいとのこと。いつでも栽培できるように田んぼの管理をよくされていますので、三男さんが田んぼを作るなりで何らかの栽培をしておっしゃっていました。何の問題もないと思いますので審議をよろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
加藤主任	許可基準です。今回、同居の親子間で贈与の話がまとまったため申請となりました。 譲受人は、取得後に水稻を栽培する予定ですので、 今回の農地取得に関して、 耕作及び管理については問題ないと判断されます。 許可条件ですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。 番号1番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、[]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可

	の要件のいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。 また、墓地及び地域計画についても確認しました。 以上です。
議長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
加藤主任	番号2番、申請人、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、63歳。 譲受人、[REDACTED]区、[REDACTED]、53歳。 申請の土地、大字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、台帳現況ともに田、地積1,174㎡、合計1筆の1,174㎡。 譲受人の経営面積は、田畑合わせて13.6アール。 理由は、管理が困難、相手方の要望です。 以上です。
議長	2番について、[REDACTED]農地委員より説明願います。
[REDACTED]委員	6月23日に農業委員会事務局3名と農業委員と譲受人と現地確認を行いました。場所は山の中で分かりにくいので位置図をご覧ください。譲受人は林業の仕事をされていて、この場所を譲り受けて杉の苗木を置く場所にしたいとのことです。何も問題ないと思いますので審議をお願いします。
議長	2番について、[REDACTED]農業委員よりご意見があればお願いします。
[REDACTED]委員	推進委員の言った通りですが、この場所は[REDACTED]の事務所の隣の土地で、今はポットの杉苗を作っているのですが、その増設のための土地が欲しいとのことで、いずれはハウスを建てて杉苗のハウス栽培をしたいと思います。後に転用で上がってくるとは思いますが、何も問題ないと思います。慎重審議をよろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
加藤主任	許可基準です。今回、管理が困難になった譲渡人と、 周辺で農林業を営む譲受人との間で、売買の話がまとまったため申請となりました。 譲受人は、取得後に植林用として杉の苗木を育苗用のポットで栽培する予定ですので、今回の農地取得に関して、耕作及び管理については問題ないと判断されます。 許可条件ですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。 番号2番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、[REDACTED]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件のいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。 また、墓地及び地域計画についても確認しました。 以上です。
議長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。
加藤主任	番号3番、申請人、譲渡人、[REDACTED]区、[REDACTED]、79歳。 譲受人、[REDACTED]区、[REDACTED]、52歳。 申請の土地、大字[REDACTED]、地番[REDACTED]、地目、台帳現況ともに田、地積433㎡、合計16筆の15,084㎡。 譲受人の経営面積は、田畑合わせて178.9アール。 理由は、子への贈与、親からの受贈です。

	以上です。
議長	3 番について、 農地委員より説明願います。
 委員	当日現地確認してないのでわかりませんが、以前私が現地確認した時は会社に譲り受けるとい ていましたが、いつの間にか息子さんになっていてわかりません。委員さんお願いします。
議長	3 番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。
 委 員	この案件は以前、譲渡人が会社に名義を変えるということでしたが、年金の関係で息子に譲り 渡した方が有利とのことのようにです。一度出た案件なので推進委員は前回行ったため現地に行っ ておらず、場所是一緒のところなので、会社に移す予定が息子になったという切り替えだけなの で、よろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
加藤主任	許可基準です。 今回、親子間で、贈与の話がまとまったため申請となりました。 本案件は、令和 8 年度第 1 回総会で、譲渡人から譲渡人が所有する法人へ所有権を移転するた めの 3 条許可を出しました。 許可後、法人ではなく、子への生前贈与の方が税制上有利であると判明したため、取消しの申 請が出され、改めて子への贈与として 3 条の申請が出されました。 譲受人は、取得後にホオズキや七草を栽培する予定ですので、今回の農地取得に関して、耕作 及び管理については問題ないと判断されます。 許可条件ですが、A 4 の許可基準一覧をご覧ください。 番号 3 番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。 以上のことから、 さんの農地法第 3 条第 2 項に規定される農地取得について、不許可 の要件のいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。 また、墓地及び地域計画についても確認しました。 以上です。
議長	只今、「議案第 1 8 号」について、事務局の説明及び地区担当委員より意見がございましたが、 各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見・質疑なしとの声あり
議長	お諮りいたします。「議案第 1 8 号」については、農地法第 3 条第 1 項により、許可すること にご異議ございませんか。
各委員	異議なしとの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第 1 8 号」については、これを許可することに決しま す。
議長	次に、「議案第 1 9 号」「農地法第 5 条の申請について」を議題といたします。1 番について、 事務局の説明を求めます。
梶原主査	事務局の梶原です。よろしくお願いします。 議案書 3 ページをお開きください。 議案第 1 9 号 農地法第 5 条の申請について。 農地法第 5 条第 1 項により下記のとおり許可申請があったので、これを許可することについて

	意見を求める。 一般転用（所有権の移転）になります。番号1番 申請人 土地所有者 ■■■■■区 ■■■■■ 会社員 49歳 転用者 ■■■■■ 会社員 44歳 申請の土地 大字 ■■■ 字 ■■■ 地番 ■■■■■ 地目 畑 地積 46㎡ 外2筆 合計3筆の293.79㎡ 申請内容 一般住宅として 申請理由 申請地に住宅を建築し居住したい。 こちらは第3種農地です。 以上です。
議長	1番について、■■■■■農地委員より説明願います。
■■■■■委員	地図1ページと2ページをご覧ください。場所は■■■■■がありますが、その前が県道■■■■■線です。県道を東方面に進んだ約150m先に立体交差する道路があります。この道路を約50m進んだところに申請地があります。ここは三叉路になっていますが、3筆の土地になります。うち1筆は地目が宅地ですが、数十年以上前から家屋がない状態です。以前は近くの人が農地として利用していたようですが、ここ数年かは耕作している形跡がないようです。申請地は市道と里道に囲まれていて、里道の横も宅地になっておりますので、周囲に農地はありません。特に問題ないかと思います。譲受人は現在■■■■■にお住まいですが、家族で杵築に移住するとのことなので、人口減少が進む杵築市にとってもとても良いことだと思います。審議をお願いします。
議長	1番について、■■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■■委員	推進委員が言ったように現地立ち合いを行いました。5条申請がありました。場所は推進委員がおっしゃっていましたが、■■■■■の横の方であまり大きな道ではないのですが、ここに家を建てるとのことで問題ないかと思います。慎重審議をよろしくお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
梶原主査	土地所有者の■■■■■さんは、平成21年に相続により申請地を取得しています。 永らく休耕状態になっていましたが、今回、杵築市内に住宅を建築し、■■■■■からの移住を計画している■■■■■さんとの間でお話がまとまったため申請となりました。 申請地3筆のうち、■■■■■の登記地目は宅地となっていますが、現況並びに固定資産課税地目が畑であり、農地法上の農地として許可申請が必要な土地となります。 まず、立地基準です。 申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第1種住居地域）に定められていることから「第3種農地」と判断されます。「第3種農地」は原則転用許可ができる農地となります。また、この土地が農用地区域外農地・地域計画外農地であることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地の北側、南側、西側は公衆用道路、東側は里道を挟んで宅地にそれぞれ接しており、隣接する農地は無く、耕作者がいないため、営農上の問題はありません。 土地利用計画につきましては、申請地3筆293.79㎡に約31坪の平屋の住宅を建築し、敷

	地内に2台分の駐車スペースを造成する計画です。 工事期間は、許可後の令和8年8月20日から令和9年2月20日までの約6ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。 排水計画につきましては、雨水は南側の市道側溝へ排水する計画で、汚水は杵築市公共下水道に接続予定であり、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、費用全額を融資で賄うようです。 借入手続きの写しが添付されており資力について確認済みです。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
梶原主査	番号2番 申請者 ■■■■■区 ■■■■■ 78歳 無職 転用者 ■■■■■区 ■■■■■ 56歳 会社員 申請の土地 大字 ■■■■ 字 ■■■■ 地番 ■■■■■■ 地目 畑 地積 466㎡ 合計1筆の466㎡ 申請内容 一般住宅として 申請理由 実家に隣接する申請地に、住宅を建築し居住したい。 こちらは第2種農地です。 以上です。
議長	2番について、■■■■■農地委員より説明願います。
■■■■■委員	6月18日にこの社員と4名で現地確認を行いました。以前は家が建っていましたが、なにもない状態になっています。審議をよろしく願います。
議長	2番について、■■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■■委員	18日に4名と立ち合いを行いました。場所は■■■■■の旧道沿いを■■■■■方面に行った■■■■■があるのですが、その先の自宅になります。3ページ4ページをご覧になるとわかると思います。ここは農地として何か栽培されているわけではなく、隣接した家の近くの庭の中にあるという感じです。そこに娘さんが父親の介護のための家を建てたいとのことで申請されたようです。問題は何もないと思います。審議をよろしく願います。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
梶原主査	土地所有者と転用者は親子の関係です。 図面の航空写真では申請地に建物があるように見えますが、以前は農業用倉庫が建っていたとのことで、現在は取り壊されて更地になっています。 実家の横に、娘である■■■■■さんが、介護用の部屋を備えた住宅を建築したいとのことで、申請となりました。 まず、立地基準です。 申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから「第2種農地」と判断されます。「第2種農地」は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。

	そのため、代替地の検討も行いましたが、隣接地に居住している高齢の両親の介助がしやすいこと、十分な面積が確保できることから申請地に決めたようです。 また、この土地は農用地区域内農地から除外済みであり、地域計画内農地からも変更済みであることを確認しております。 次に、一般基準です。 申請地の北側は宅地、東側は公衆用道路、西側は畑、南側は宅地にそれぞれ接しており、隣接する畑については土地所有者からの同意書が添付されているため、周辺の営農上の問題はありません。 土地利用計画につきましては、申請地466㎡に、に約26坪の平屋の住宅を建築する計画です。 工事期間は、令和8年8月1日から令和9年3月31日までの約8ヶ月を予定しており、転用は確実と見込まれます。 排水計画につきましては、雨水は東側の市道側溝へ、汚水は合併浄化槽で処理後に同じく市道側溝へ接続する計画で、排水に関して各関係機関・関係者とは協議済みです。 資金計画につきましては、融資と自己資金で賄うようです。 融資見込証明書及び預貯金通帳の写しが添付されており、資力について確認しております。 以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。 以上です。
議長	只今、「議案第19号」について、事務局の説明及び地区担当委員より意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
廣石委員	2ページの図面がわからないのですが、面積は23㎡と46㎡があつて真ん中が224.7㎡になっているのですが、線の引き方が間違っているのか？大したことはないのだけどどうなのかな？と思いました。
梶原主査	見たところ大きさが全然違うという話ですか？ 後で非農地のところで少し触れるのですが、杵築地区は地籍調査が入っていません。地籍調査が入っていないところの地図は明治時代初期の状態です。地籍調査が入ったり、道路事業が入ったりすれば面積が変わるのですが、ここはまだ地籍調査が入っていないので、見た目と面積が全然違うと思うのですが、いずれ地籍調査が入れば合います。
廣石委員	見た目と面積が合わないってことですね？
梶原主査	そうです。
議長	お諮りいたします。「議案第19号」については、農地法第5条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしとの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第19号」については、これを許可することに決めます。
議長	次に「議案第20号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番から4番については、関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。
梶原主査	議案書4ページをお開きください。

	議案第20号「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。 番号1番、申請者、[]区 [] 申請の土地、大字[]、地番[]番、地目畑、地積1319㎡、合計1筆の1319㎡。 申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、令和元年に相続により申請地を取得したが、相続時点から雑草木が生い茂っており、やむなく耕作を断念した。 番号2番、申請者、[]区 [] 申請の土地、大字[]、地番[]、地目畑、地積1041㎡、合計1筆の1041㎡。 申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、平成21年に相続により申請地を取得したが、相続時点から雑草木が生い茂っており、やむなく耕作を断念した。 番号3番、申請者、[]区 [] 申請の土地、大字[]、地番[]、地目畑、地積293㎡、合計1筆の293㎡。 申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、昭和45年頃までは前所有者の父が芋や小麦を作っていたが、高齢になり農地としての管理が困難になったことから、やむなく耕作を断念した。 番号4番、申請者、[]区 [] 申請の土地、大字[]、地番9[]、地目田、地積862㎡、合計1筆の862㎡。 申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、平成8年頃までは前所有者の父がみかんを作っていたが、高齢になり農地としての管理が困難になったことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	1番から4番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	地図の5ページをご覧ください。事務局の説明があったとおり、現状は雑木がすごく生い茂っていて、中に入ることができない状態です。またこれを戻そうという事は不可能なので、問題ないと思います。慎重審議をお願いします。
議長	1番から4番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
[]委員	[]委員が説明した通り、近づくのもできないほど雑草や雑木が生えており、農地として使うのはとうてい不可能です。慎重審議をお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
梶原主査	現地を6月22日に、[]農地委員、[]農業委員と確認しました。 ラミネートされてある「非農地証明書発行基準一覧表」をご覧ください。申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に、土地の有効活用のため売却するとのことです。 以上です。
議長	次に、5番について、事務局の説明を求めます。
梶原主査	番号5番、申請者、[]区、[]、申請の土地、大字[] 地番[]

	■■■■、地目畑、地積 1 1 9 6 8 m²、外 1 筆、合計 2 筆の 1 2 5 5 1 m²。 申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、平成 1 0 年頃までは前所有者である夫が野菜や果樹を作っていたが、高齢になり農地としての管理が困難になったことから、やむなく耕作を断念したとのことです。以上です。
議長	5 番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	6 月 2 2 日に農業委員と事務局 2 名と行政書士の先生と現地確認を行いました。地図をご覧ください、7 ページと 8 ページです。■■■■の■■■■の奥の駐車場に隣接しているところになります。現在、先ほど説明がありましたが、見ての通りの雑木が生えておりまして、中に入っていけない状態でした。相続した譲渡人が高齢で施設に入っていると伺いました。農地としての再利用は困難ですので、やむを得ない状態と判断しました。慎重審議をお願いします。
議長	5 番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	推進委員が詳しく説明してくれましたので、補足することはございません。私が思うのは、昔はみかん山で今は雑木、本人も施設に入っているという状況で、今後の見通しがつかないとのことで、妥当な申請と思っております。審議をお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
梶原主査	現地を 6 月 2 2 日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。 申請者は、令和 6 年に夫からの相続で申請地を取得しています。申請地の現況は、証明書発行基準第 2 の 4 に該当します。また、この土地は令和 8 年 9 月 2 0 日受付分で農用地区域からの除外申請中であり、各関係機関・関係者とは協議済みです。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に、周辺の土地と併せて売却するとのことです。以上です。
議長	次に、6 番について、事務局の説明を求めます。
梶原主査	番号 6 番、申請者、■■■■区、■■■■、申請の土地、大字■■■■ 地番■■■■、地目田、地積 9 9 9 m²、合計 1 筆の 9 9 9 m²。申請地の状況は原野で、転用又は耕作放棄された理由は、平成 2 3 年頃までは前所有者の父がお米を作っていたが、高齢になり農地としての管理が困難になったことから、やむなく耕作を断念したとのことです。以上です。
議長	6 番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	6 月 1 6 日、農業委員と事務局 2 名と現地確認を行いました。9 ページと 1 0 ページです。場所は■■■■から■■■■方面の県道で■■■■を通り過ぎて降りたところに橋があります。わたってすぐ左折したところです。■■■■の法面の真下にあります。父の代から米を作っていたとのことですが、高齢で管理が困難になっており、娘が二人いるらしいですが、できないようです。大きい雑草が生い茂っております。地目変更後は原野として管理するとのことです。慎重審議をお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
梶原主査	現地を 6 月 1 6 日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。 申請者は、令和 6 年に父からの相続で申請地を取得しています。申請地の現況は、証明書発行

	基準第2の4に該当します。また、この土地は令和8年9月20日受付分で農用地区域からの除外申請中であり、各関係機関・関係者とは協議済みです。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に、原野として管理するとのことです。以上です。
議長	次に、7番について、事務局の説明を求めます。
梶原主査	番号7番、申請者、[]区、[]、申請の土地、大字[] 地番[]、地目田、地積818㎡、外1筆、合計2筆の1016㎡。 申請地の状況は原野で、転用又は耕作放棄された理由は、平成21年に相続により申請地を取得したが、相続時点から雑草木が生い茂っており、やむなく耕作を断念したとのことです。以上です。
議長	7番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	6月16日、農業委員と事務局2名と現地確認を行いました。立会人は譲渡人で、土地の場所は[]から車で5分ほど、[]を通り過ぎて[]の[]というところでした。ページは11から13です。平成までは管理していたが、猪の被害がひどく、相続したが農地としての利用は断念するほど荒れていたようです。今は竹や雑木が生い茂っています。地目変更後は原野として管理するそうです。慎重審議をお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
梶原主査	現地を6月16日に、[]農地委員、[]農業委員と確認しました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。また、この土地は令和8年9月20日受付分で農用地区域からの除外申請中であり、各関係機関・関係者とは協議済みです。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に、原野として管理するとのことです。以上です。
議長	次に、8番について、事務局の説明を求めます。
梶原主査	番号8番、申請者、[]市 [] 申請の土地、大字[]、地番[]、地目田、地積403㎡、外5筆、合計6筆の7895㎡。 申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、昭和60年頃までは前所有者の父がみかんを作っていたが、高齢になり農地としての管理が困難になったことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	8番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	6月18日に事務局2名と農業委員と、たまたま[]の家のすぐ前とのことで、[]にも来ていただきました。以前はみかんを作られていたそうで、現在の状況は山林になっていました。ここは相続された土地のようで、申請人が相続者で、申請が終わったら甥に渡す予定のようです。慎重審議をお願いします。
議長	8番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。

委員	推進委員のお話のとおり、詳しく説明してくださいました。中に入れない状態の、ジャングルみたいな様子の山林でした。審議をお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
梶原主査	現地を6月18日に、農地委員、農業委員と確認しました。 ここで図面の15ページをご確認ください。航空写真と字図を重ねた図面上では、申請地のに家が建っているように見えますが、右横の四角い筆、が、登記地目・固定資産の課税地目ともに「宅地」となっております。地区は地籍調査がまだ入っていないことから、実際の地形と字図にずれが生じているためです。 なお、地籍調査や農地・道路改良などの事業が入っていない場所の字図は、明治時代初期の地租改正によって作られた地図を基に作成された状態で更新が止まっているため、現時点の地形と合わないケースが多くあります。 では、議案書に戻ります。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。また、この土地は令和8年9月20日受付分で農用地区域からの除外申請中であり、各関係機関・関係者とは協議済みです。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に、甥の名義に変更する予定とのことです。以上です。
議長	次に、9番について、事務局の説明を求めます。
梶原主査	番号9番、申請者、県、、申請の土地、大字、地番、地目畑、地積29㎡、外7筆、合計8筆の2165㎡。申請地の状況は原野で、転用又は耕作放棄された理由は、平成20年頃までは前所有者の父がシシトウなどの野菜を作っていたが、父が亡くなったこと、県外在住で管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。以上です。
議長	9番について、農地委員より説明願います。
委員	6月16日、農業委員と事務局2名と現地確認を行いました。現地はよりを方面へ7～8分走り、を右折し、1～2分走った旧道地帯になります。申請者は現在、県に住まわれています。平成20年に父から相続されていますが、父が亡くなられて以降は耕作放棄地となっています。申請者はこちらに戻ってくる予定もないとのことで、地目変更のためだけに杵築市に訪れて申請手続きをされたようです。審議をお願いします。
議長	9番について、農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	6月12日に現地確認を行いました。この土地は地元の同じ中で私が管理しているのですが、以前シシトウをを2～3年作っていたようですが、猪等の害獣が出るとのことで、断念して荒れてしまったとのことです。1番の方はほぼ斜面でトアが落ちたりして畑がなくなってしまった状態で、カズラにまかれて圃場が見えません。以上、審議をお願いします。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
梶原主査	現地を6月16日に、農地委員、農業委員と確認しました。 申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。また、この土地は

	令和8年9月20日受付分で農用地区域からの除外申請中であり、各関係機関・関係者とは協議済みです。 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に、原野として管理するとのこと。以上です。
議長	只今、「議案第20号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見・質疑なしとの声あり
議長	お諮りいたします。「議案第20号」については、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしとの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第20号」については、非農地証明書を発行することに決めます。
議長	次に、「議案第21号」「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」の35番から36番について、議題といたします。番号35番から36番については、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に抵触しますので、 委員には退出していただきたいと思います。
	< 委員、退出 >
議長	それでは事務局の説明を求めます。
加藤主任	議案書16ページをお開きください。 「議案第21号」「農用地利用集積等促進計画(案)」に対する意見について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画(案)について意見を求める。 番号35番から番号36番について、説明します。番号35番の土地、計1筆、730㎡について、大分県農業農村振興公社を通し、番号36番の借人、 区、 、への貸付となります。耕作作物はみかんです。設定期間は10年の新規、借人の経営面積は、田畑合わせて157.9アールです。以上です。
議長	只今、「議案第21号」の35番から36番について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見・質疑なしとの声あり
議長	お諮りいたします。「議案第21号」の35番から36番については、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしとの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第21号」の35番から36番については、「意見なし」として報告します。
議長	それでは、「議事参与の制限」が解かれた 委員に、事務局より議事への参加を要請して下さい。
	< 委員、入室 >

議長	次に、「議案第２１号」の１番から３４番及び３７番から５６番について、議題といたします。事務局の説明を求めます。
加藤主任	議案書７ページをお開きください。 番号１番から番号３４番について、説明します。 番号１番から番号３３番の土地、計４４筆、１０７，２００㎡について、大分県農業農村振興公社を通し、番号３４番の借人、■■■■区、■■■■代表理事■■■■、への貸付となります。耕作作物は水稻です。設定期間は１０年の新規、借人の経営面積は、田畑合わせて２９３８．１アールです。 続いて、番号３７番以降について、説明します。番号３７番から番号４０番の土地、計６筆、３，７００．４１㎡について、公社を通し、番号４１番の借人、■■■■市、■■■■、への貸付となります。耕作作物はみかんです。設定期間は１０年の新規、借人の経営面積は、田畑合わせて１６７．４アールです。 番号４２番と番号４３番の土地、計３筆、５，５５０．８９㎡について、公社を通し、番号４４番の借人、■■■■区、■■■■、への貸付となります。耕作作物はみかんです。設定期間は１０年の新規、借人の経営面積は、田畑合わせて１６７．８アールです。 番号４５番から番号４８番の土地、計３筆、８０４．７㎡について、公社を通し、番号４８番の借人、■■■■市、■■■■・■■■■、への貸付となります。耕作作物はみかんです。設定期間は１０年の新規、借人の経営面積は、田畑合わせて６１．３アールです。 番号４９番の土地、計２筆、７，９９８㎡の土地について、公社を通し、番号５０番の借人、■■■■区、■■■■、への貸付となります。耕作作物はナスです。設定期間は７年の再設定、借人の経営面積は、田畑合わせて１５５．３アールです。 番号５１番の土地、計２０筆、１１０，６５２㎡について、公社を通し、番号５２番の借人、■■■■市、■■■■代表取締役■■■■、への貸付となります。耕作作物は大麦若葉とケールです。設定期間は１０年の新規、借人の経営面積は、田畑合わせて１５７７．４アールです。 番号５３番の土地、計５筆、２，６２０㎡について、公社を通し、番号５４番の借人、■■■■区、■■■■、への貸付となります。耕作作物は水稻です。設定期間は５年の新規、借人の経営面積は、田畑合わせて１１９．２アールです。 番号５５番の土地、計１筆、７８０㎡について、公社を通し、番号５６番の借人、■■■■区、■■■■代表理事■■■■、への貸付となります。耕作作物は水稻です。設定期間は１０年の新規、借人の経営面積は、田畑合わせて１２．９アールです。 よって、今回の利用権の設定は、番号１番から番号５６番までとなり、公社への貸付は、貸し手農家数４７戸、１０６筆、２４０，０３５．８１㎡公社からの借入は、借り手農家数９戸、１０６筆、２４０，０３５．８１㎡合計５６件、２１２筆、４８０，０７１．６２㎡が利用権の設定面積です。以上です。
議長	只今、「議案第２１号」の１番から３４番及び３７番から５６番について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見・質疑なしとの声あり
議長	お諮りいたします。「議案第２１号」の１番から３４番及び３７番から５６番については、農

	地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしとの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第21号」の1番から34番及び37番から56番については、「意見なし」として報告します。
議長	次に、「議案第22号」「農地法第18条第1項の規定による賃借権の解約について」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
加藤主任	議案書23ページをお開きください。 「議案第22号」農地法第18条第1項の規定による賃借権の解約について 下記の土地について、農地法第18条第1項の規定による賃借権の解約許可申請があったので、県知事に進達するための意見を求める。 本議案は合意によらない解約であり、県知事の許可が必要となるものです。今後の手続きとしては、本総会の審議後に、その審議結果を付して県知事に進達します。進達後、大分県から常設審議委員会に意見を求め、意見がなければ県知事の許可が出されます。 番号1番 申請人、貸人、■■■■市、■■■■、74歳 借人、■■■■市、■■■■、76歳。 申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目、台帳現況ともに畑、地積391㎡、合計1筆の391㎡申請の理由、貸人からの解約の申し入れによる まず、土地について説明します。 申請地は、戦後の農地改革により、現所有者の■■■■さんの先祖が所有権を取得しています。 昭和31年の5月に賃貸借契約が結ばれていたようです。 次に、賃貸借契約の内容について説明します。 当初の契約は、昭和31年5月1日から昭和36年の4月30日までの5か年の契約でした。農地法では、期間の定めがある賃貸借について、「更新しない旨の通知をしないとき、つまり、やめまうと言わないかぎり、従前の契約と同一の条件で更新したものとみなす。」とあり、これにより本日まで契約が続いています。また、当初の契約者は双方とも亡くなっていますが、相続により契約は続いている状態です。 次に、現在の活用状況について説明します。 現地の状況については、写真のとおりです。草刈り等はされていますが、畑として耕作している状態ではありません。写真は平成26年のものです。この時点では畑として使われていたようです。次の写真は令和元年時点のものです。この時点で既に耕作を中断しているように見えます。以降の写真についても、同じような状態です。 最後に、借主である■■■■さんからの意見書が提出されていますので、内容について説明します。 図面2枚目の左上に第18条第1項別紙と書かれたものをご覧ください。 1. 農地の整備・管理について 申請地について、開墾や整地をしたうえで、長年管理を続けてきたものである。一時的に作付けできていないが、今後も草刈り等の管理は続けていく。 2. 賃借料について もともとは、所有者に直接支払いに行っていたが、所有者が市外の親族宅に身を寄せたため、支払いができなくなった。令和4年分までは供託しており、供託できていない分についても供託の準備を進めているので、賃借料の未納はない。

	3. 有益費について 土地の開墾費用や整地費用をかけたにもかかわらず、ただ返還するということには、応じることはできない。 意見書の要約および状況の説明は以上です。
議長	1 番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	6 月 1 9 日に事務局 2 名と農業委員と現地確認を行いました。■■■■から■■■■に降りていく坂で■■■■というのがあるのですが、坂を下って行った場所になります。ご覧のように石垣がついてありますけれど、地目的には畑です。昔から近くを通ったときに特別気に留めた場所ではありませんでしたが、荒れてはいないという状況だったと思います。昨年、農地利用状況調査で行ったときに、農地であることを改めて知り、草刈りはしているが何かを植えている状態ではありませんでした。ここで作物を作って売るわけでもなく、家庭菜園くらいはしていたかもしれない？という状況だと思います。現在は草を綺麗に刈っているが、草刈りは年1回ではまた伸びてきますし、現状は最近刈ったばかりだと思いますが特に何も作っておらず自己保全という農地だと思います。
議長	1 番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	通称■■■■といいますが、ここはよく通りますが、だいぶ前は中央あたりに野菜か何か？よく見たわけではありませんが、植えられていたイメージなのですが、比較的草は生えている印象でした。活用している様子がございませんが、草刈りを時々やっていたようです。慎重審議をお願いします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
加藤主任	許可基準ですが、図面の最後のページの「農地法第 1 8 条第 1 項許可基準」をご覧ください。第 2 項第 1 号の信義則に反する行為のうち、「不耕作」に該当します。■■■■さんは、「草刈り管理をしているため不耕作に当たらない」と主張していますが、九州農政局に確認したところ、「草刈り管理だけでは耕作とは言えず、肥培管理をしなくては、耕作とは言えない」との見解が出ています。また、■■■■さんの意見にあった有益費の観点や長年管理していたことなどは、賃貸借の解約に関しては、考慮すべきものではありません。加えて、■■■■さんは本農地を中心に営農している実態もなく、賃貸借の解約によって、■■■■さんの生活維持が困難になるおそれはないものと認められます。したがって、解約を許可しても問題はないものと思われれます。 以上です。
議長	只今、「議案第 2 2 号」について、事務局の説明及び地区担当委員より意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
藤原委員	解約後はどうなる予定ですか？
加藤主任	近隣の人に売る予定となっているようです。この案件のきっかけとしては、令和 3 年ごろに農地法 5 条の申請が出て現地立ち合いしているときに借主の親族の人が偶然居合わせて、所有権を移転されたら困るという話になって今回の案件になったようです。将来的には売る予定のようです。
議長	お諮りいたします。「議案第 2 2 号」については、農地法第 1 8 条第 1 項により、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議の声なし

議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第２２号」については、農地法第１８条第１項により、「意見なし」として報告します。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「報告第５号」及び「報告第６号」がありますので、事務局より報告願います。
加藤主任	議案書３８ページをお開き下さい。 報告第５号 農地法第３条許可の取消しについて 下記の土地について農地法第３条第１項許可の取消願いが提出されたので報告します。番号１番 譲渡人、■■■■、譲受人、■■■■ 代表取締役 ■■■■申請の土地、■■■■の土地、計１６筆、１５，０８４㎡ 申請理由、子に贈与するため 先ほどの３条の説明にもあったように、法人ではなく、子への贈与に変えるために取り消し願いが提出されたものです。以上です。
加藤主任	報告第６号 農地法第１８条第６項の規定による賃借権並びに使用貸借権の解約受理について。 下記の土地について農地法第１８条第６項の規定による賃借権並びに使用貸借権の合意解約が成立したので報告します。 番号１番から番号３４番の貸人が、大分県農業農村振興公社を通し貸し付けている、大字■■■■の土地、計６９筆、１２０，２６１㎡を番号３５番の借人、■■■■ 代表理事 ■■■■から返還を受けるための合意解約です。 続いて、番号３６番の貸人が貸し付けている、大字野原の土地、計４筆、２３，５５２㎡を、借人、■■■■ 代表取締役 ■■■■から返還を受けるための合意解約です。 以上です。
議長	以上をもちまして、令和８年度第４回杵築市農業委員会総会を閉会します。
	(１４ ： ４０ 終了)